

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：神山町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

- ・大久保集落の棚田（ 3. 0 2 ha、1 / 2 0 以上 ）
- ・高浜集落の棚田（ 2. 9 4 ha、1 / 2 0 以上 ）
- ・江田集落の棚田（ 3. 3 1 ha、1 / 2 0 以上 ）

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

棚田を地域の重要な資産と位置づけ、草刈りや石積みの保全、用水路の整備等の基本的な保全活動を継続的に実施することで、荒廃の進行を防ぎ、棚田の機能と景観を次世代へつないでいくことを目標とする。

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和 1 1 年度までに棚田における現状の耕作放棄地を令和 6 年度 2, 052 m²→0 m²にし、耕作放棄の発生防止や解消に向けた取組を進める。
- ・担い手の確保
 - 令和 1 1 年度までに棚田の保全に取り組む外部人材を令和 6 年度 0 人→1 0 人に増加させる。また、外部人材との協働により維持管理を図る。
- ・維持管理の効率化・省力化
 - 令和 1 1 年度までに機械の共同購入や共同作業の実施により、維持管理の効率化および生産費用の低減（田植えにかかる時間：令和 6 年度 71 分/反→60 分/反）を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

棚田は、農産物の生産だけでなく、水源涵養、生物多様性の保全、良好な景観形成など、多面的な機能を有している。本活動では、棚田の保全を通じて、棚田米の付加価値向上や販路の確保、地域内外にその価値を発信することで小さな経済循環を生み出すことを目標とする。

- ・農産物の付加価値向上
 - 食味基準の設定等により品質の安定・向上を図り、令和 1 1 年度までに棚田米の販売単価を令和 6 年度 4 0 0 円/kg→6 0 0 円/kg 以上に増加させる。
- ・情報交換と発信
 - 指定棚田地域間で互いの活動状況を共有し、年 1 回以上の勉強会や研修会を通じて取り組みの質の向上を図る。
 - SNS 等による情報発信を年 4 回以上行うことで、地域への理解や愛着の醸成につなげる。
- ・良好な自然環境と景観の形成

- 棚田周辺の環境整備や草刈り等を年2回、地域住民の方等と取り組む。
- 鳥獣被害対策のため、農地の保全を目的として侵入防止柵200mやわなを共同設置する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田は、単なる農地ではなく、地域の歴史や自然、暮らしと深く結びついた象徴的な存在である。本活動では、棚田を核として関係人口との継続的な関係づくりを進め、棚田の保全と地域の営みが相互に支え合う持続可能な棚田地域の振興を目標とする。

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
- 棚田で農村交流体験イベントを継続して年間1回開催、参加者50人程度の確保を目指す。
- いちようまつりや菜の花まつりと連携し、200人にパンフレットを手渡し、棚田の景観を地域資源として活用する。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
高齢や死亡により耕作放棄された農地を共同で管理する。水稻の生産や景観作物等を播種し、これ以上の発生防止や解消に向けて取り組む。
- ・ 担い手の確保
学生など外部人材との協働により石積みのイベント等を通じて棚田の維持管理に努める。
- ・ 維持管理の効率化・省力化
田植機の共同購入や資材等の共同調達、播種から脱穀までの作業を共同化し、精神的な負担を軽減すると同時に生産費用の低減を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の付加価値向上
各世帯で取れた玄米を食味検査し、品質の表示を行うことで棚田米の販売単価を600円/kg以上に増加させる。
- ・ 情報交換と発信
指定棚田地域間で互いの活動状況（失敗例や成功例等）を共有し、勉強会や研修会を通じて互いの質の向上を図る。
SNS等に棚田地域の取り組みを発信し、景観への理解や愛着の醸成につなげる。
- ・ 良好な自然環境と景観の形成

棚田を形成する用水路や石積みの修繕、草刈り等を定期的を実施し、良好な景観を維持する。

田を荒らす鹿対策として侵入防止柵を設置してきたが、残り200mの柵の設置と維持管理、並びにわなを共同設置する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農村交流体験イベント（川あそび）を継続して開催し、棚田で取れたお米等を食べていただき関係人口の創出に繋げる。

既存のいちょうまつりや菜の花まつりと連携し、棚田の景観を題材としたパンフレットを手渡し、継続的なファンを増やす。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の神山町指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

神山町棚田振興協議会は神山町、徳島県、農業者団体、地域住民、NPO 法人等の企業等で構成。

実施主体は、主に神山町棚田振興協議会の参加者である。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり※。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項